

第19回（仮称）大口町町民参加条例策定会議 会議録要旨

日 時：平成22年1月14日（木）午後1時30分～3時00分
場 所：大口町役場 3階 第5委員会室

■開会

[委員長あいさつ]

新年早々にお集まりいただきありがとうございます。3年越しでやってまいりました条例も去年6月に承認され、この策定委員会も一区切りと思ったんですが、今日も皆さんに見ていただきました施行規則の細かい手続きが残っておりまして、また後で事務局から話があると思いますが、一応今日を策定会議として一区切りの会議ということでお集まりいただきました。新年早々本当にお忙しいところをありがとうございます。条例もできましたけれども、飾っておくだけでは意味がないということで、これを活用していただくと本物だと思いますので、策定会議としては今日で一応一区切りですけれども、これからがスタートという気がしています。この規則も住民投票も、会議の始まる前に話をしていたんですが、「見るだけで嫌になるね」という話があって、町民の方に活用していただくためには、これはこれできちんと作っておかなければいけませんけれど、今日皆さんからご意見を伺うということなんですが、町民の皆さんに活用していただくためには、裏バージョンといいますか、分かりやすく、解説というか、使いこなすためのものが付いてくると良いかなと思います。さらには、日頃の住民活動といいますか、地域活動、その辺がもとになって、この条例が良い形で使われるということ。今日は、規則について、今後どうするかという話にも言及していただいてけっこうですけど、いろいろ皆さんのご意見をいただいて締め括りの会にしたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

[町長あいさつ]

本当にこの策定会議の皆さんには長い間慎重にご審議いただき、今も委員長からお話がありましたように、今年の6月に基本条例をお認めいただきました。いよいよこの4月から全面的な施行になるわけですが、それに向けまして今日の議題になっております条例の施行規則、さらには自治組織について考えていく考える会が昨年24名のメンバーで発足しました。これについては、今までの地域振興課と、さらに町民安全課と一緒に、考える会について運営をしていくといいますか、事務局として携わっていくことになりました。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございます。あれからいよいよ議会でお認めいただいたものを本物にしていく作業なのかなということを感じていますが、いろいろと皆さんからのアドバイス、助言をいただきながら、本年も行政各般にわたりましてご支援をいただきますようお願いをいたしまして、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いします。

※引き続き、副町長及び地域協働部長からあいさつ

[議 題]

- (1)「大口町参加と協働の約束に基づく制度施行規則」について

委員長

それでは、大口町参加と協働の約束に基づく制度施行規則について、事務局から説明をお願いします。

主任

※資料「大口町参加と協働の約束に基づく制度施行規則（案）」に基づき説明。

委員長

若干解説を交えながら説明をしていただきましたがいかがでしょうか。お気づきになられたことはありませんか。

委員

第2章のまちづくり提案会議ですが、途中で「まちづくり検討会議」が出てくるんですけど、これは違うんですか。

主任

「まちづくり提案会議」という制度の中で、提案者と協議をする会議の名称を「まちづくり検討会議」としています。少し紛らわしいかもしれませんが。

委員

「まちづくり提案会議」という言葉がその後2度と出てこないの。提案会議が仕組みの名前で会議の名前が検討会議というのは分かりにくい。まちづくり提案会議に参加しますということなら分かるが、検討会議がそれとは別にあるのかと思ってしまう。

副町長

この辺りは、考えないといけません。定義づけをするか、統一するか。

委員

最初のページの5条の5人以上のまちづくりの担い手のときに、一つのグループから5人でも良いと言われましたね。これを読んだときは、5つの団体だと思ったんですが、そういうことなら一つの住民団体や…という補足は逆にいらないのではないかと思います。

委員

私も同じように思いました。

委員

一つの団体から5人集まってとなると簡単に集まるといったんです。5つの団体からというと、きちんとした話になるのかなと思ったものですから、本当に5人でいいのかなと。

委員

制度の趣旨・目的から言えば、個人が集まってやるようなことがふさわしいかといえば、そもそも目的からすればそうではないと思うんです。ということは、まちづくりの担い手が5つのグループだとか、個人もあるかもしれないですね、一人、二人でやられているグループもあるかもしれない。ただ、今の説明で、一団体から5人の方が云々となると、ちょっとそぐわないんじゃないか

と思います。

副町長

まちづくりの担い手というのは、条例の方の定義の中で個人もあります。それで、5人というのは、例えば、個人が3人、後は団体として団体Aが1人、それから、企業Aとして1人という形で提案しても良いわけです。それから、企業Aと企業Bと企業Cと、後、どこどこの会社が5つ集まって提案しても良いということです。

委員

それは良く分かるんです。団体Aのメンバーが12～3名いる中で、内5人の方がやろう、提案しようということで。

副町長

個々の名前で出してもらおうということですね。

委員

団体は必ず一つで、個人では見てはいけなくなってくると、今度は逆にすごく難しいところが出て、それはそれでおかしいという気がしてきます。お母さん方が小学校でとなったときは、けっこう簡単に提案を出せるけれど、団体としては、一生懸命考えてやろうということで、他の団体さんとかから5人集めないと出せないということになる、それはどうかと思います。

団体だと5つ集まらないといけないということでは、団体に所属している人は出しにくくなってしまいます。皆さんいろいろな顔を持っていますよね。どこどこの誰という、小学校の母としての私とか。

委員

そこところが難しいと思います。運用の仕方が。団体Aさんの5人だと、すぐに集まりそうな気がしますし。

副町長

個人の名前で、5人で出てきてもそれはやっぱり…。

委員

受け付けるということですね。分かりました。

委員

大事なところは、実際に話し合いをして本当に必要なのかどうかということですね。

副町長

90日間話し合いを何回かやって、結論が出ないものについては、とり止めましょうということになります。話がつかないときに第三者機関のようなものを別につくって、そこに「それぞれ提案したんだけど、どうですか」と言えるような制度も考えたんですけど、そこまでやって、何もまちづくりで互いが分裂してしまってもいけないのかなということで、予めこういうことを承知の上で提案してくださいということになっています。

委員長

ちょっと誤解をされがちなところかもしれません。その辺の解説を加えないと、団体では大変だと思ってしまう。

委員

それから、17条のところ、5人が出席する場合は、出前対話で伺ってもいいということですが、10人ぐらいの方が良いのではないですか。

主任

当初は、10人以上で考えていたんですが、書き加えていく中で、5人まで条件を低くしました。

委員長

大変だなという感じはありますね。

委員

規模のイメージが5人ぐらいということなら、みんなで話をしようと、こじんまりとしたものを想定しているんだろうなというイメージがわくので、私は逆に、10人と書いてあると、10人という時点で…。話をしやすいのは大体6～7人ぐらいの人数と言われてますし、これが10人となると、その時点で、話を聞きに行く、説明を聞きに行くイメージになってしまうという意味で、5人ぐらいと書いてあると、双方向的なコミュニケーションになるのかなと思います。

委員長

それでは、意図どおりということにしましょう。

2頁の5条の2の、その他、町の執行機関が必要と認める書類。たぶん、事務局はこれを入れておきたいんでしょうけれど、それではこれは何なんだということになりませんか。

副町長

特に何だということはないんですけど、その時に応じて必要なものということですね。

委員長

それでは、どういうものが必要なだろうと。普通は、2号のところまでで良いわけですよ。

主任

イメージとしては、様式には書ききれないけれど詳細な計画書があればそれを付けたりとか、こういう活動団体とこういう活動団体が連携して取り組みたいんだというときには、活動団体の会則を付けてくださいとか、もう少し詳細に知りたいと思うようなことを添付していただけるようにということです。

委員長

非常に良く分かるんですけど、ただこういうふうによられると何か、場合によって、こういうのを付けて出しなさいと言われるんじゃないか、とか。例えば、フリーハンドで、こういうものを出せと言われると困ってしまうかなと思います。提案の理由、内容、これができるとうなるかと

いうこと以外に、提案者の名簿と、提案者の関係とか、何かそういうことなのかと。

主任

取り組んでおられる活動の延長線上の提案であったりすれば、活動実績を出していただいたり、予算を伴う場合は、大体の概算を出していただいたり…。

委員長

今おっしゃられたように、予算が伴うようなときは理由を付けてくださいというようなことを解説の方で良いので。提案書を持って行って、「ちょっとこれでは足りないよ」ではなくて、ここで話をしながらという、たぶんそういうことだと思うんですね。だから、こうだという場合もありますと。解説の方で良いのかもしれないけれど、持っていった書類だけでは足りなくて、受けつけてもらえないというような、そういうことではなくて。予算がいるようなときは、その簡単な内訳、理由とか。持っていったら持っていったで、これでは駄目だよと言われることがよくあるんですよ、行政は。先ほどの、お正月に企画提案書を作っていたという話がありますよね。それで、どこまで書けばいいんだと大分悩んだんです。だから、ちょっとその辺が頭にあって。一度考えておいてください。他にいかがでしょうか。

委員

第6条のところ、提案会議をやるかやらないかは20日以内に公表すると書いてありますが、その次の会議を開催するまでの日にちは決めていないんですか。通知した後、何日以内に開催しますと。

それから意地悪な質問ですが、2項で、90日以内に結論が出なければとありますけれど、例えば90日間会議を全然やらなかったら結論は出ないので、そこら辺はどうなのかと思います。

副町長

まちづくり提案会議を、提案ごとに始めて開催した日からということで。

委員

何日後には開かれるというのを書いた方がいいかなというのが一つ。二つ目は、90日で切られたときに、その間に何回やるのかというのが、それはテーマによって1回で終わるものもあるんでしょうけれど、逆に全然開いてもらえなければ90日過ぎてしまうので、という声も出ないとも限らない。

副町長

8条の公表のところ、「同条第3項に基づき検討を取り止めたときはその旨を検討の経過とともに…」ということで、こういう段階・経過を説明して出すという、そういう公表をすることを義務付けることによってサボタージュを防ぐ考えです。

委員

経過の中に何回やったというのがですか。

副町長

そういう考え方なんですけれど。1回やって形だけで終わらせてしまうことができないように公

表していこうと思っています。

委員

同じ提案で、90日で結論が出なくて通らなくなってしまったものは、同じ内容でもう一度というのは可能なんですか。

副町長

それは条例の方で。

委員

例えば5年間だとか、時代が変わってくると、同じ提案でも、その時には話にもならなかったことが変わってくることもあるじゃないですか。そういう場合は。

委員

条例を見直すということもありえますね。そういう規定があります。

主任

第5章の部分については、住民投票は公職選挙法に準じてかなり細かいんですけど、けっこう融通が利くようにつくってあるんです。様式などもそうですが。この第7条については、地域振興課が肝に銘じなければならぬんですけど、職員側のサボタージュがないように、提案を受けてすぐに開催したり、その次をと、しっかりとかじ取りをするよう気をつけないといけないですね。

委員長

委員が心配するのはその辺ですね。どんどん引き伸ばしてしまっってはいけない。

委員

提案者には公表する内容になっていますけれど、他にこういう提案があったよとか、ホームページで公表するとか、そういうことは発信していきますか。

委員長

これは公表するとありますね。非常に大事なことから、こういうことがありましたというのは。

これでやってみないと分からないところはありますね。地域振興課が悲鳴をあげることになるかもしれませんが。先ほど話していたんですが、第6次総合計画というのが非常に大きい。これからの地域自治というのは、対話集会とかいうだけの話ではなくて、組織として全体的な計画をつくるという、ある意味では議会の役割になるかもしれませんが。今回、議会でも議会条例をつくる機運があって、とても良いと思います。

副町長

この5月に議会の議長や副議長とか、いろんな委員会の委員長の改選があるんですけど、それに合わせて議会基本条例を研究するための特別委員会をつくるようなことを議長が言ってみえました。

委員

いよいよ具体的になるんですね。

委員長

議会とは何をするとこなのかということ、しっかりと議会の憲法をつくっておかないと。この条例をつくったのは、非常に良い方向へ波及していると思います。

他にどうでしょう。今日が最後ということで、さらにお気づきの点があったら。

こうなりましたというものは、もう一度この策定会議の皆さんに報告をしていただくと。大口町として積極的にやっていくんだという姿勢が分かれば良いと思います。

それでは、規則はこういうことにして、大口町住民投票に移ります。

〔議 題 〕

(2)「大口町住民投票施行規則」について

主任

※資料「住民投票請求の手続きの流れ（フローチャート）」に基づき説明。

委員

このルールというのは、大口町が勝手に作れるものなんですか。

副町長

勝手にというか、この流れは、それぞれ…。

委員

それでは、他の市町では、ユニークな住民投票をやっている事例があったりするわけですか。

副町長

ここにも書いてありますが、例えば、町の事務は、大口町の場合、町長の所掌により実施すると書いてあるんですけど、高浜市では選挙管理委員会がやるということで進めています。町の重要事項について判断を下すということですので、町長の所掌でやっていくと。ただ町長が不在者投票管理者となって毎日携わるわけにはいきませんので、職務代理を専任できるというようなことを規則の中で定めています。後、年齢とか、外国人を入れたり入れなかったりとか。たぶん、国も今の流れですと、選挙は18歳というのも出ていますし、外国人も地方の参政権について認めるという法案を出したいということをやっていたので、遅かれ早かれそうなるのか。それには合わせていきたいと思っています。

委員

住民投票というのは、執行者側が議会と対立して、普通は解散してもう一回選挙で問うということが行われるんですが、執行者側が住民に住民投票で問うという、これはあるんですか。

副町長

それはないです。

委員長

合併のときはどうなんですか。合併をしようかどうかというときは。

副町長

そういう時には、議会の方で条例を作ればいいです。町の提案でもいいですけど。町が提案して、議会で条例をつくって住民投票を行うと。

主任

一番大きな意義は、合併なら合併の是非を問いたいと思われたときに、今までは住民投票条例を作ってくださいという直接請求ができるんですが、では作りましょうと行って作って議会にかけた時に、やらなくてもいいと議会が判断すれば住民投票はできないんです。住民投票条例が否決されてしまうので。ただ、大口町の場合は、住民投票を持っているので、直接住民投票をしてくださいということで、住民投票をするところまでできることになります。

委員長

住民の方からできるようになるということですね。

委員

ある案件で住民投票が行われて、50%以上の投票率で1/2以上になったと。だけどそれは、執行者側は尊重しなければならないけれど、拘束されることはないですね。絶対的なものではないですよ。

副町長

そうですが、そうなれば実際には尊重というよりも拘束されますね。

委員長

解説を加えた方がいいと思いますね。ただ、住民の側からも新たに住民投票をしてくださいというときのツールになるんだということを知っていただけるといいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。これも、何かあれば早めに事務局へ意見を出してください。それでは、その他に移ります。

〔議 題 〕

(3) その他 条例第4章「地域自治組織」に基づく検討組織の活動状況

主任

※資料「まちづくりを考える会の設置要綱・名簿・フローチャート」に基づき説明。

委員長

来年度に掛けて検討し、再来年の4月から試行に入りたいということで、最初にお話があったように、第4章の地域自治組織ということも、具体的にどういうふうにするかということで、取りあえず、各11の自治区と、またがる地域からオブザーバーに入ってもらい24人でスタートしたということです。私もアドバイザーという立場で関わらせていただいていますけれど、打ち合わせをしたときに、自治区の方だけではなくて、もう既にいろいろな活動をしていらっしゃる団体、地域自治組織とか、地縁組織ですね、まさに。それでも横断的にいろいろと関わる話、例えば、子育て

とかいう目的組織の参加も入れて、どういうふうにしていったらいいかという、少し、発展的にそういうことを考えるといいかなということをお願いしました。取りあえずは24名の方でスタートしていますけれども、どういう形になるのかその辺は分かりませんが、自治区の方だけで結論を出してしまうのではなくて、もう少しいろんな方のお考え、お知恵をいただきながら構想していったらいいんじゃないかと思います。

もう一つは、事務局の方を見ていただくと分かりますが、町民安全課のメンバーが多いんですね。場合によっては地域振興課のメンバーにも助けをいただく、つまり横断的にやっていただく、地域協働部という形で。この条例をつくる時にワークショップみたいなものをたくさんやりながら、なるべくたくさんの方からの意見を取り入れたやり方を踏襲して行って、この策定会議の皆様にもいずれ出番をお願いすることがあるかもしれませんので、よろしくをお願いします。

何かご質問等がありますか。

委員

1回、2回会議をやられましたでしょう。昨年の区長さんが委員になっていらっしゃる方が多いんですけど、私の知っている方はまさに経験されている方だから非常に良いと思うんですが、今のままが良いという方が私の得ている情報では多いんです。そういう方々の腹に、全体的なことを考えていただいて。現在出席された区長さんの率直な状況としては、そういう考えが多いんじゃないでしょうか。

副町長

今のままで何にも問題はないというのも聞きます。

委員長

今のままでいくと将来そうはいかないんだというような情報を入れながらやらないと。

委員

特にこじんまりとまとまっているところの区長をされている方は違いますよ。

委員長

見ていただければわかるんですが、全員男性なんですね。これはおかしくて、半々ぐらいが本当は良いんじゃないかと思います。男女共同参画の時代ですから。

委員

それから先生が先ほど言われた、オブザーバーで加わる地域はどこですか。

副町長

竹田は下小口区なんですけど、下小口は北小学校区なんですけれども、竹田が西小学校区だということで、オブザーバーで参加していただいています。

委員長

皆さんに情報を差し上げて、頭を柔らかくするというのは大事なことです。その辺、ぜひよろしくをお願いします。大体は、今までので良いんじゃないかというのが多いですよ。でも、それではいけなくなってきた。時代の途中地点だということ、そこを分かっていたかかないと。地方自治

というのは、地域自治という話がどこまで伝わったか、この条例の根本がどこまで伝わったかということだと思います。

委員

メンバーはほとんど区長さんと前区長さんですか。

副町長

区の方から選んでもらっています。

委員

区長というのは、1年ですよ。このメンバーは、区長でなくなっても残るという確約をとっているということなんですか。

副町長

そうです。

委員長

本当は、もう少し女性の方たちに入っていただけると良いと思いますが。

委員

もう少し、若い方が加わるといいですね。

委員

区長さんたちは忙しいし、余野なんか大変ですよ。だから、もっと若い方が区長をされると良いんだろうけれど、現役の方はなかなか難しい。

委員長

こういう形でスタートしましたので、また皆様方の出番というか、いろいろお知恵をいただきながらやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

課長

ありがとうございました。ご報告ですが、この会議につきましては、今日ご審議いただきました規則も含めて、まちづくり基本条例が形になったということで、今回をもって一度幕をひかさせていただくという形で。また今後、委員長からお話がありましたように、考える会で、この条例を基にした次のステップを踏み出していかなければいけません。その中で、また皆さん方には、いろいろな形の中で、ご協力をいただけたらと思います。この策定会議につきましては、今回で幕を閉じさせていただくというご報告を差し上げるなかで、今回を締めさせていただきたいと思います。長い間ありがとうございました。

※その他、1月24日の大口町の未来を考えるフォーラムを紹介

■閉会